川崎市公共施設利用予約システム検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　「川崎市公共施設利用予約システム」の市民サービス向上に係る改善に関して、総合的な対策を検討するため、川崎市公共施設利用予約システム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

（１）川崎市公共施設利用予約システムのシステム上の課題に対する総合的な調整・対策に関すること。

（２）川崎市公共施設利用予約システムの運用上の課題に対する総合的な調整・対策に関すること。

（３）その他、目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、委員をもって組織し、別表１に掲げる者をもって充てる。

２　委員長は副市長（市民文化局担当）をもって充てる。

（会議）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

（幹事会等）

第５条　委員会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２に掲げる者をもって組織する。

３　幹事長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

４　幹事会は、川崎市公共施設利用予約システムの管理運営及び課題に係る実務的事項を調査・検討する。

５　別表２に掲げる職員が出席できないときは、当該職員の指名する者が代理して出席することができる。

６　幹事長は、必要に応じ、関係職員等の出席を求めことができる。

（検討部会等）

第６条　幹事会は、必要があると認めるときは、別途、検討部会を設置することができる。

２　検討部会の構成員等は、別に定める。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、市民文化局市民生活部企画課に置く。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成２２年２月２３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年２月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年８月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

○副市長（委員長）
○総務企画局長
○財政局長
○市民文化局長
○経済労働局長
○環境局長
○健康福祉局長
○建設緑政局長
○港湾局長
○教育次長
○川崎区長
○幸区長
○中原区長
○高津区長
○宮前区長
○多摩区長
○麻生区長

別表２

幹事会

○市民文化局	市民生活部長（幹事長）
○総務企画局	デジタル化施策推進室情報システム調整担当課長
	行政改革マネジメント推進室組織・定数担当課長
	企画調整課企画調整担当課長
○財　政　局	財政課総合調整担当課長
○市民文化局	企画課長
	多文化共生推進課長
	市民活動推進課長
	区政推進課長
	人権・男女共同参画室男女共同参画担当課長
	平和館長
	市民スポーツ室企画調整担当課長
	市民文化振興室音楽のまち推進担当課長
○経済労働局	経営支援課長
	労働・人材支援部労政・技能担当課長
○環　境　局	減量推進課長
○健康福祉局	高齢者在宅サービス課長
	地域包括ケア推進室地域福祉担当課長
○建設緑政局	みどりの管理課長
	富士見・等々力再編整備室担当課長
○港　湾　局	港湾管理課長
	港営課ふ頭管理・環境管理担当課長
○教育委員会事務局	生涯学習推進課長
○川崎区役所	地域振興課長
	生涯学習支援課長
	道路公園センター担当課長
	大師支所長
	田島支所長
○幸 区 役 所	地域振興課長
	生涯学習支援課長
	道路公園センター担当課長
○中原区役所	地域振興課長
	生涯学習支援担当課長
	道路公園センター担当課長
○高津区役所	地域振興課長
	生涯学習支援担当課長
	道路公園センター担当課長
○宮前区役所	地域振興課長
	生涯学習支援課長
	道路公園センター担当課長
○多摩区役所	地域振興課長
	生涯学習支援担当課長
	道路公園センター担当課長
○麻生区役所	地域振興課長
	生涯学習支援担当課長
	道路公園センター担当課長